

みんなの中山間チャレンジ応援事業費補助金交付要綱

農企第1604号

令和5年4月3日

(趣旨)

第1条 知事は、本県農業を代表する様々な農畜産物の重要な産地である中山間地域の農業・農村の発展を図るため、「農業所得の向上」や「農業・農地の維持」、「地域の活性化」に主体的に取り組む集落や産地等及び取組を支援する市町に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、別表の実施主体とする。

2 補助事業者は、自己又は組織の構成員が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 補助事業者は、前項の（2）から（7）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の組織又は個人であってはならない。

(交付対象経費及び補助率)

第3条 補助金の交付対象事業、対象経費及びこれに対する補助率（補助金上限額）は別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

- 2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。
- 3 規則第4条第3項に規定する補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、40日とする。
- 4 補助事業者は、第1項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税

等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

（補助金の交付決定）

第5条 知事は、補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査の上、適正と認められるときは、補助金の交付決定を行い、規則第6条により申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、審査会を開催したうえで、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて、補助金の交付の決定をすることがある。

（補助金の交付の条件）

第6条 規則第5条の規定により、補助金の交付に対する条件は、次に掲げるとおりとする。

- （1）規則及びこの要綱の規定に従うこと。
 - （2）補助事業の内容を変更する場合には、知事の承認を受けること。ただし、補助金額に変更のない場合で、事業費の30%以内の増減及び事業実施主体の変更以外の変更については、この限りではない。
 - （3）補助事業を中止し、又は、廃止する場合には、知事の承認を受けること。
 - （4）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
 - （5）補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管すること。
 - （6）補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、佐賀県ローカル発注促進要領（平成24年10月9日付）の趣旨を尊重し、県内企業と契約するように努めること。
 - （7）補助事業者は、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除額が確定した場合には、速やかに知事に報告し、仕入税額控除額の全部又は一部を返還しなければならないこと。
 - （8）規則第8条第2号各号に規定する事項が生じたときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあること。
 - （9）補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して、交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことがあること。
- 2 前項第2号の規定により、知事に変更承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第2号のとおりとする。
- 3 前項第3号の規定により、知事に中止又は遂行が困難になった場合の中止承認申請書は、様式第3号のとおりとする。

(事業の着手等)

第7条 事業の着手は、補助金の交付決定に基づき行うものとする。

(状況報告)

第8条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について、知事の要求があったときは、速やかに報告しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第12条に規定する実績報告書は、様式第4号のとおりとする。なお、補助事業者は実績報告書の提出に当たって、原則として所轄農林事務所地域農業振興センター（杵藤農林事務所管内は藤津農業振興センター）による完了確認を受けることとする。

- 2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業完了（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む）後30日以内又は補助金の交付決定があった年度の3月10日（補助金が全額概算払で支払われた場合は、翌年度の4月20日）のいずれか早い期日までに知事に提出するものとする。
- 3 第4条第4項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第4条第4項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第5号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 この補助金は、概算払で交付することができるものとする。なお、補助事業者は概算払請求に当たって、原則として所轄農林事務所地域農業振興センター（杵藤農林事務所管内は藤津農業振興センター）による完了見込み確認を受けることとする。

- 2 規則第15条第1項に規定する補助金交付請求書は、様式第6号のとおりとする。
- 3 規則第15条第2項に規定する補助金交付請求書は、様式第7号のとおりとする。

(書類の経由)

第11条 規則又はこの要綱に基づき提出する書類は、所管農林事務所地域農業振興センター（杵藤農林事務所管内は藤津農業振興センター）を経由することとする。

附 則 この要綱は、令和5年4月3日から施行する。

別表（交付要綱第2条及び第3条関係）

事業区分	実施主体	交付対象事業	補助率及び 補助金上限額（※3）	補助対象経費
1 チャレンジ中山間 タイプ (1) ファースト ステップ型 (2) チャレンジ型	チャレン ジ中山間 (※1) (※2)	市町に選定された「チャレンジ中山間」 が以下のいずれかの事項を目的として 取り組む事業。 1. 中山間地域の特色を生かした農業の 展開による「農業所得の向上」 2. 中山間地域の「農業・農地を維持」 する体制づくり 3. 中山間地域を支える多様な人材に よる「地域の活性化」	(1) ファーストステップ型 補助対象経費の10/10以内。 ただし、1補助事業者当たり 500千円/年を限度とする。 (2) チャレンジ型 補助対象経費の1/2以内。 ただし、1補助事業者当たり 1,000千円/年を限度とする。	事業の実施に伴い必要となる以下の経費 (1) 講師等への謝金 (2) 旅費 (3) 使用料及び賃借料 (4) 消耗品及び資材費 (5) 印刷製本・広報費 (6) その他、事業の実施に特に必要と 認められる経費 ・申請組織の運営や維持のための恒常的経 費、組織に属する者への謝金、組織の構成 員に係る人件費、有償配布する成果品等の 作成経費、領収書等の添付がない支出は、 補助金交付の対象外とする。 ・1件当たりの取得金額が500千円を超え る物品等については、補助金交付の対象外 とする。
2 市町タイプ	市町	市町が主体的に取り組む以下のいずれか の事業 1. 「チャレンジ中山間」に対して支援を 行うために必要な事業。 2. 中山間地域農業・農村振興を目的と して取り組む事業。	補助対象経費の1/2 以内 ただし、1補助事業者当たり 500千円/年を限度とする。	

(※1) 「未来につなぐ さが中山間プロジェクト推進要綱」に基づき、市町が選定する以下のいずれかの組織等。

(1) 生産部会や2人以上の生産者から成る組織、農業生産を行う法人等。ただし「さが園芸農業振興産地計画」（平成31年3月7日付け園第2474号さが園芸農業振興産地計画策定要領による）を策定し実践する場合は個人（1戸）でも可。

(2) 集落や集落を単位とした組織等。複数の集落から成る組織を含む。

(3) 生産者と生産者以外の者で構成する協議会・組織 等

(※2) 同一事業実施主体における事業の実施期間については、事業区分1の(1)の取組は1年間を上限とし、事業区分1の(2)の取組は2年間を上限とする。ただし、事業区分1の(2)の取組で2年間事業を実施する場合は、毎年度、交付申請を行い、交付決定を受けること。

(※3) 補助金の算定にあたっては、千円未満の額は切り捨てる。また、実支出額が計画を上回った場合、補助金の交付額は交付決定額を超えない。

番
年 月 日
号

佐賀県知事 様

申請者

住所（実施主体が市町の場合は省略可）

組織名

代表者役職・氏名

令和 年度みんなの中山間チャレンジ応援事業費補助金交付申請書

令和 年度において、下記のとおりみんなの中山間チャレンジ応援事業を実施したいので、みんなの中山間チャレンジ応援事業費補助金 金 円を交付されるよう、佐賀県補助金等交付規則及びみんなの中山間チャレンジ応援事業費補助金交付要綱の規定により関係書類を添えて申請します。

記

別紙1 実施計画書のとおり

4 経費の配分及び負担区分

(単位：円)

総事業費 (A)+(B)+(C)	負担区分			備考
	県費補助金 (A)	県費補助金以外の財源		
		自主財源 (B)	その他 (C)	

※県費補助金は、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

※備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には、「減額した金額〇〇〇円（県費相当額）」を、同税額が無い場合は「該当無し」と、同税額が分からない場合は「含税額」とそれぞれ記入すること。

減額した金額=消費税額×実質補助率

<実質補助率=県補助金/総事業費（消費税抜き）>

5 事業完了（予定）年月日

令和 年 月 日

6 添付書類

【共通】

経費積算の根拠となる資料（見積書、カタログ等）

その他事業の実施に必要な資料

【別表の1に取り組む場合】

組織概要書（別紙2）

誓約書（別紙3）

(別紙2)

組 織 概 要 書

ふりがな			
組織等名			
所在地 (連絡先)	(〒 —) (連絡先) 担当者名 : _____ 電話 : _____ メールアドレス : _____		
設立年月	年 月	構成員数	名
組織の設立目的 これまでの活動実績や 現在の活動内容			
他補助金等申請状況	1	制度の名称	
		補助を受ける場合 の予定金額	
		事業内容	
	2	制度の名称	
		補助を受ける場合 の予定金額	
		事業内容	
チャレンジ中山間への 選定状況	<input type="checkbox"/> 市町により選定済		
	<input type="checkbox"/> 市町に相談しており、交付決定までに選定される見込み		

注：(1) 組織の規約、会則、定款又はこれに準じるものを添付してください。

(2) これまでの活動がわかるものとして、直近の総会資料等を添付してください。

(3) 他補助金等申請状況については、申請年度の状況を記載してください。

(別紙3)

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己または組織の構成員が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の組織又は個人ではありません。

令和 年 月 日

佐賀県知事 様

所在地

(ふりがな)

事業実施主体名

(ふりがな)

氏名（代表者名）

生年月日 （明治・大正・昭和・平成） 年 月 日

氏名は、本人が自署すること。

番
年 月 日

佐賀県知事 様

申請者

住所（実施主体が市町の場合は省略可）

組織名

代表者役職・氏名

令和 年度みんなの中山間チャレンジ応援事業費補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け農企第 号で補助金交付決定の通知があったみんなの中山間チャレンジ応援事業について、下記により事業内容及び経費配分を変更し
〔金 円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので、佐賀県補助金等交付規則及びみんなの中山間チャレンジ応援事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

別紙のとおり

（注1）金額の変更のない変更申請の場合は〔 〕分は消去すること。

（注2）記以下は、補助金交付申請書（様式第1号）に準じて作成すること。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と書き換え、事業実施計画及び経費の配分及び負担区分、収支予算が変更前と変更後で比較できるように変更部分を二段書きとし、変更前を（ ）書きで上段に記載すること。

番
年 月 日

佐賀県知事 様

申請者

住所（実施主体が市町の場合は省略可）

組織名

代表者役職・氏名

令和 年度みんなの中山間チャレンジ応援事業費補助金中止承認申請書

令和 年 月 日付け農企第 号で補助金交付決定の通知があったみんなの中山間チャレンジ応援事業について、下記に記載した理由により事業を中止（遂行が困難）したので、佐賀県補助金等交付規則及びみんなの中山間チャレンジ応援事業費補助金交付要綱の規定により申請します。

記

【中止（遂行が困難）の理由】

様式第4号（第9条関係）

番
年 月 日
号

佐賀県知事 様

申請者

住所（実施主体が市町の場合は省略可）

組織名

代表者役職・氏名

令和 年度みんなの中山間チャレンジ応援事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け農企第 号で補助金交付決定の通知があったみんなの中山間チャレンジ応援事業について、下記のとおり事業を実施したので、佐賀県補助金等交付規則及びみんなの中山間チャレンジ応援事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

別紙のとおり

1 事業の成果

2 事業実施計画

実施日・期間	内 容	事業量	要した経費
総事業費			円

3 経費の配分及び負担区分 (単位：円)

総事業費 (A)+(B)+(C)	負担区分			備考
	県費補助金 (A)	県費補助金以外の財源		
		自主財源 (B)	その他 (C)	

※県費補助金は、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

4 事業完了年月日 令和 年 月 日

5 収支精算

(1) 収入の部

(単位：円)

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
県費補助金					
市町費					
その他					
計					

(2) 支出の部

(単位：円)

事業区分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
計					

6 その他必要な書類

【共通】

- ・活動実績報告書（活動の内容や成果が分かる資料・写真など）
- ・事業費の支出の分かる証拠書類の写し（見積書、納品書、請求書、領収書等）
※証拠書類の写しは全額概算払の場合は不要
- ・別紙4 完了確認書

(別紙4)

みんなの中山間チャレンジ応援事業 完了(見込み) 確認書

事業実施 主体名	事業の区分	総事業費(円)	負担区分		交付決定額 (円)①	交付済額 (円)②	今回請求額 (円)③	残額(円) ①-(②+③)
			県補助金(円)	その他(円)				
確認日	年 月 日		(立会者)					
添付書類	<input type="checkbox"/> 見積書		<input type="checkbox"/> 請求書					
	<input type="checkbox"/> 納品書		<input type="checkbox"/> 領収書					
	<input type="checkbox"/> その他()							
上記のとおり相違ないことを確認する。								
年 月 日								
確認者(農林事務所地域農業振興センター) 所属:					氏名:			

(注1) 事業完了確認に伴い、補助金の変更承認申請を要さない軽微な変更により総事業費等が変更となった場合は、補助金交付申請額を()
で上段に、変更後の実績を下段に記載すること。

(注2) 立会者は立会があった場合のみ記入

(注3) 実績報告書に添付する場合は、(見込み)を消去すること。

佐賀県知事 様

申請者

住所（実施主体が市町の場合は省略可）

組織名

代表者役職・氏名

令和 年度みんなの中山間チャレンジ応援事業費補助金に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け農企第 号で補助金交付決定の通知があった令和 年度みんなの中山間チャレンジ応援事業費補助金について、みんなの中山間チャレンジ応援事業費補助金交付要綱第5条第4項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|----------------------------|---|---|
| 1 | 佐賀県補助金等交付規則第13条に基づく確定額 | 金 | 円 |
| | (令和 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | | |
| 2 | 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

(注) 報告に当たっては、算定の基礎となる参考資料を添付すること。

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

申請者
住所（実施主体が市町の場合は省略可）
組織名
代表者役職・氏名

令和 年度みんなの中山間チャレンジ応援事業費補助金交付請求書

令和 年 月 日付け農企第 号で額の確定の通知があった令和 年度みんなの中山間チャレンジ応援事業について金 円を精算払により交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及びみんなの中山間チャレンジ応援事業費補助金交付要綱の規定により請求します。

記

請 求 額 金 円

内訳	〔	確 定 額 金	円
		交 付 済 額 金	円
		今 回 請 求 額 金	円
		残 額 金	円

- 振込先
- 1 金融機関・店名
 - 2 預金等種目
 - 3 口座番号
 - 4 口座名義人（フリガナ）

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

申請者

住所（実施主体が市町の場合は省略可）

組織名

代表者役職・氏名

令和 年度みんなの中山間チャレンジ応援事業費補助金交付請求書

令和 年 月 日付け農企第 号で交付決定の通知があった令和 年度みんなの中山間チャレンジ応援事業費補助金のうち、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及びみんなの中山間チャレンジ応援事業費補助金交付要綱の規定により請求します。

記

	請 求 額	金	円
内訳	交付決定額	金	円
	交付済額	金	円
	今回請求額	金	円
	残 額	金	円

- 振込先
- 1 金融機関・店名
 - 2 預金等種目
 - 3 口座番号
 - 4 口座名義人（フリガナ）

（注1）概算払いの様式である

（注2）別表の1の取組においては、事業完了（見込み）確認書（別紙4）を添付すること。